工場等の新増設や設備投資に対する支援策

県補助金と併用の場合

\県内最大級の 30 億円/

①【奨励金・補助金の種類】 ※以下のうち1つを選択すること。

	対象業種(※1)	対象分野(※2)	対象事業	投資規模要件(※3)	対象資産	奨励金の交付額				
奨励金名						奨励金額		交付	その他主な要件等	
							关 伽並領	上乗せ補助	限度額	
成長産業 立地奨励金	・製造業・ソフトウェア業	市場規模拡大分野	工場研究開発施設	 / 由小企業,由関	t 中国公共 \			・産業集積地区(※4) 又は特定地域(※5) での立地 :+5%		・事業規模の拡大又は生産性の
				<中小企業・中堅企業> 2,000 万円以」	-	以上 土地 家屋 償却資産				向上を目的としていること。
							対象資産の取得額の 20%の額		20 億円	・壁面後退が必要な場合あり。
				 <大企業 >						・愛知県新あいち創造産業立地
				25 億円以上	関47関性		・県外からの立地:+5%		補助金 B タイプと併用するこ	
									と。	
	・製造業		工場研究開発施設	 <中小企業>			 <中小企業>	市場規模拡大分野:+10%		・事業規模の拡大、生産性の向
	・ソフトウェア業			1,000万円以上		· 償却資産	\ ドインエネン 対象資産の取得額の 20%の額			上又は温室効果ガスの排出量
設備投資	・完全人工光型の野菜等工場			1,000 //1 ///			7.135.2.12.7.17.17.18.07.2.07.18.		5億円	削減を目的としていること。
奨励金	・製品の製造に係るサービス業			<中堅企業·大企業> 3億円以上			 <中堅企業·大企業>			・壁面後退が必要な場合あり。
	・製品の製造に係る情報通信業						対象資産の取得額の10%の額			
	・ファブレス事業						7 中小 久			
	・製造業・ソフトウェア業		工場 研究開発施設	/ 中小个类 >	1億円以上	家屋(賞却資産)	<中小企業>		✓ 由小小学 >	・愛知県新あいち創造産業立地
				<中小企業>			対象資産の取得に係る費用の 10%(みなし大企業の場合は8%)		<中小企業> 10 億円	補助金 A タイプの交付対象と
							TU%(がなし八正来の場合は8/0) の額			なること。
					1億円以上				<中堅企業> 5億円	・愛知県内に20年以上かつ
創造産業				<中堅企業>			対象資産の取得に係る費用の5%			豊田市内に 10 年以上立地
立地補助金							(みなし大企業の場合は4%)の額			していること。
							※愛知県から同額を交付			・常時雇用する従業員の維持
				<大企業> 25 億			<大企業>		<大企業> 5億円	中小企業:25 人以上 中堅企業:25 人以上
							対象資産の取得に係る費用の4%			大企業:50人以上
					25 億円以上		の額			人正未·30 人以上
							 ※愛知県から同額を交付			
	・製造業・ソフトウェア業	高度先端産業分野	工場	<中小企業>		家屋	対象資産の取得に係る費用の			·愛知県 21 世紀高度先端産業
							10%(みなし大企業の場合は8%)			立地補助金の交付対象となる
							の額	_	10 億円	こと。
産業立地 補助金	` ノノI*'/エ/ 末				乙恨门以上	関型具性	※償却資産のみの場合は5%			
冊以立							(みなし大企業の場合は4%)の額			

②【工場等の新増設や設備投資に伴い土地を取得する場合の補助金】 ※上記①のうち、「創造産業立地補助金」又は「21世紀高度先端産業立地補助金と併用すること(単独申請不可)。

	受励金名	対象資産	奨励金の交付額			
奨励金名			奨励金額		交付	その他主な要件
			- 突励並領	上乗せ補助	限度額	
用地取得補助金	・豊田市創造産業立地補助金の補助事業 ・豊田市 21 世紀高度先端産業立地補助金の補助事業	土地	対象資産の取得額の10%の額	_	1億円	・産業集積地区内の土地を取得 する場合に限る。

※1 対象業種でいう「完全人工光型の植物等工場」、「製品の製造に係るサービス業」、「製品の製造に係る情報通信業」、「ファブレス事業」とは以下の事業をいいます。

業種	定義
完全人工光型の野菜等工場	閉鎖された施設内において、太陽光を利用せず、光、温度その他の生育
元王八工儿堂の封来寺工場	環境を高度に制御し、野菜又は果物を計画的かつ安定的に生産する事業
	日本標準産業分類 大分類L一学術研究、専門・技術サービス業
製品の製造に係るサービス業	中分類:専門サービス業、技術サービス業
	例)工業デザイン、製品や素材の性能評価や試験
	日本標準産業分類 大分類G一情報通信業
製品の製造に係る情報通信業	中分類:情報サービス業
	例)製造品に搭載する基盤やシステムの開発
ファブレス事業	製品の企画又は設計に関連する知的財産の所有権を有する事業者が、製
ノアフレヘ争未	品の製造に係る研究、開発、試験等を行う事業

※2 対象分野でいう「市場規模拡大分野」、「次世代成長分野」、「集積産業」、「高度先端産業分野」とは以下の分野等を いいます。

分野	定義
	①次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、②航空宇宙関連分野、③環境・新工
市場規模拡大分野	ネルギー関連分野、④健康長寿関連分野、⑤情報通信関連分野、⑥ロボット関連分野
	のうち、市場規模が直近2年で25%以上拡大していると認められるもの
次世代成長分野	①次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、②航空宇宙関連分野、③環境・新工
次但10次 及 刀到	ネルギー関連分野、④健康長寿関連分野、⑤情報通信関連分野、⑥ロボット関連分野
	①輸送機械関連産業、②電気・電子機器関連産業、③機械・金属関連産業、④健康長寿
集積産業	関連産業、⑤新エネルギー関連産業、⑥農商工連携関連産業、⑦食料・飲料品関連産
	業、⑧住宅·建築物·同設備関連産業
	①航空宇宙関連分野、②環境・新エネルギー関連分野、③健康長寿関連分野、④情報
高度先端産業分野	通信関連分野、⑤先端素材関連分野、⑥ナノテクノロジー関連分野、⑦バイオテクノロ
	ジー関連分野、⑧その他市長が認める分野

※3 投資規模要件でいう「中小企業」、「中堅企業」、「大企業」とは以下の企業をいいます。

規模	定義					
	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数			
	製造業等その他の業種	3億円以下	300 人以下			
 中小企業	卸売業	1億円以下	100 人以下			
中 小正来	サービス業	5,000 万円以下	100 人以下			
	小売業	5,000 万円以下	50 人以下			
	※一方又は両方が基準以下の会社が『中小企業』に該当する。					
中堅企業	常時使用する従業員数が 2,000 人以下の企業(中小企業を除く。) 中小企業及び中堅企業のいずれにも該当しない企業					
大企業						

- ※4 「産業集積地区」とは、工業地域及び工業専用地域のほか、次の①~④の地区をいいます。
 - ①対象 IC の料金徴収所又は一般道路への出入口から 1.1 km以内の区域
 - ②大規模既存工場(20ha 以上の工場等)
 - ③大規模既存工場の隣接地
 - ④大規模既存工場の境界の周囲 1.1km 以内の区域

【対象 IC】

_	21					
	道路名	IC 名				
	東名高速道路	豊田上郷 SIC				
	伊勢湾岸自動車道路	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷 SIC				
	東海環状自動車道	豊田藤岡 IC、豊田勘八 IC、豊田松平 IC				
	猿投グリーンロード	八草 IC、八草東 IC、西広瀬 IC、枝下 IC				

※5 「特定地域」とは、平成 17 年の合併前の旧藤岡町を除く旧町村のうち、産業集積地区を除く地域をいいます。

奨励金申請手続の流れ(事前相談~奨励金交付)



